

第3回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

1 日時

令和5年10月16日（月）午前9時55分から午後0時00分まで

2 場所

警察庁第2会議室

3 出席者

（有識者）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
假谷 実 犯罪被害者遺族
川崎 友巳 同志社大学法学部教授
島村 暁代 立教大学法学部教授
滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授
正木 靖子 弁護士

（敬称略・五十音順）

（警察庁）

江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長

（説明省庁）

櫻井 美香 警察庁長官官房参事官（教養・厚生担当）
出口 まきゆ 国土交通省物流・自動車局保障制度参事官

（オブザーバー）

法務省
厚生労働省
国土交通省

4 概要

（1）関連する制度についての説明

ア 協力援助者災害給付制度

警察庁から、資料1に沿って、協力援助者災害給付制度について説明があった。その要旨については、次のとおり。

- 協力援助者災害給付制度は、警察官の職務に協力・援助し、負傷や死亡した場合に、必要な給付を行い、協力援助者やその御遺族の生活の安定を図ることを目的とした一般財源による公的救済制度である。警察官に代わってした協力・援助行為による災害に対する給付制度という性質から、警察官の公務災害に対する補償と同様の給付がなされることとなる。
- 3ページに適用要件を示している。例えば、現行犯人を逮捕する際、犯人に襲

われて死亡したという場合には、亡くなられた方は協力援助者でもあり、殺人罪の犯罪被害者でもある。この場合には、給付水準の高い協力援助者災害給付制度により給付がなされ、犯罪被害給付制度による給付額については調整されることとなる。

- 協力援助者災害給付制度の給付水準は、国家公務員災害補償制度を参酌して定めることとされており、同制度は、労災制度との間の均衡を失わないよう十分考慮することとされている。したがって、この3つの制度は、労災制度を基準として、同水準の補償となるよう給付水準が定められている。例えば、本年4月に労災制度の介護給付額の改定があったが、これにあわせて、国家公務員災害補償制度においても、協力援助者災害給付制度においても、同様の改定がなされている。
- 給付基礎額は、協力援助者の過去の収入の日額で算出される。警察官の受ける公務災害補償との均衡を図るとともに、収入が異なる協力援助者相互間で著しい格差を生じさせないようにするため、最低額と最高額が定められており、最低額は巡査の俸給表を基に 8,900 円、最高額は警視の俸給表を基に 14,200 円と定められている。
- 6 ページと 7 ページに給付の種類について記載している。遺族給付は、御遺族の年齢や協力援助者からの生計維持関係によって、年金又は一時金によって支給される。年金については、年金を受給できる御遺族のうち、最も順位の高い御遺族に給付される。年金の場合、給付基礎額に 153 倍から 245 倍の倍数を乗じて支給額が決まり、年間の支給最低額は約 136 万円、最高額は約 348 万円となる。一時金の場合、給付基礎額に基本的には 1,000 倍の倍数を乗じて支給額が決まり、支給最低額は 890 万円、最高額は 1,420 万円となる。

これに対し、構成員から以下のとおりの質疑があった。

- 本日この制度の説明をしていただいた趣旨は何か。
 - (事務局) 犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度は、財源が一般財源、公費であるという点で同一であり、また、現行犯人の逮捕時の災害など、給付が重なる場面があるため、犯罪被害給付制度の給付水準を考えるに当たり、参照すべきものである。資料3においてその旨を説明させていただいている。
- 給付基礎額の最低額が 8,900 円、最高額が 14,200 円とのことだが、犯罪被害給付制度と同じように、遺族給付であれば、亡くなられた方の収入日額を元に計算するのか。計算の考え方を伺いたい。
 - (警察庁) 基本的には被災者の収入日額に基づいて計算されるが、警察官に代わって行った行為で死傷されたということに配慮する面があり、また、異なる収入の方がいらっしゃる中で著しい格差を生じないようにも配慮して、最低額と最高額を設けている。被災者の収入日額が最低額を下回っている場合には、最低額で計算を行い、収入日額が最低額と最高額の間の場合には、当該収入日額に従って計算される。
- 年金の場合、何歳まで支給されるのか。例えば、夫を亡くした妻の場合や、父親一人、15 歳の子ども一人の家庭で、父親が警察官の職務に協力して亡くなった場合ではどうなのか。

- (警察庁) 年金の受給権者については、資料1の6ページの「給付の内容」にあるとおりである。夫を亡くした妻が年金を受給する場合には、その妻は一生涯年金を受給できる。なお、その妻が55歳以上になると、受給する年金額が上がる場合がある。また、子が年金を受給する場合、子は18歳に達する日以後の最初の3月31日までしか受給する権利がないので、この日以降は受給できなくなる。
- 年金の仕組みとなっているのはなぜか。犯罪被害給付制度は一時金として支給されているが、なぜ制度設計が異なっているのか。
 - (警察庁) 協力援助者災害給付制度は、労災制度を基準として作られた制度であり、労災制度に倣った制度設計となっている。
- 一時金は、生計維持関係遺族がいない場合に支給されるものということによいか。例えば、15歳に満たないようなお子さんが亡くなった場合には、収入がなく生計維持関係遺族もいないので、8,900円に1000を乗じた890万円が一時金として支給されるという理解によいか。
 - (警察庁) そのとおりである。資料6ページに記載の親族であって、死亡の当時、生計維持関係にあれば年金として支払われるが、当てはまらない場合は一時金となる。
- 犯罪被害給付制度と比べて、基本的には協力援助者災害給付制度の方が給付額が高くなることから、協力援助者災害給付制度で優先的に支給されるとのことだが、必ず協力援助者災害給付制度の方が高くなるのか。場合によっては犯罪被害給付制度の方が高くなる可能性はないのか。
 - (警察庁) 生計維持関係遺族がおらず一時金を支給する場合に、同じ収入の方で比較すると、必ず協力援助者災害給付制度による支給の方が高くなる。ただし、年金の受給権者が失権した場合において、他に年金の受給資格者がなく、既に支給された年金の合計額が一時金の額に満たないときは、既に支給された年金額を控除した額を一時金として支給することがあり、このような場合に犯罪被害者等給付金の支給額の方が高くなる場合はあるが、比較の難しい例外的な事例である。
- 具体的に年間どれくらいの認定件数があるのか。
 - (警察庁) 直近5年間の合計件数で申し上げますれば、合計97件の認定がある。その内訳は、警察官からの協力要請によるものが18件、うち死亡事例は1件、現行犯人の逮捕等に係るものが55件、うち死亡事例は1件、人命救助に係るものが24件、うち死亡事例は13件である。

イ 自動車損害賠償保障制度

国土交通省から、資料2に沿って、自動車損害賠償保障制度について説明があった。その要旨については、次のとおり。

- 自賠責保険(共済)(以下「自賠責保険」という。)は全ての自動車に締結義務がある強制保険である。強制保険であることから、損害のてん補範囲が決まっており、第三者への人身損害のみを対象としている。保険金の限度額は、死亡の場合3,000万円、後遺障害は障害の程度に応じた金額となっている。これは、昭

和 30 年代等に交通事故が多発した中で、事故を起こした場合に資力がなく損害賠償を支払うことができないという状況を受けて創設された制度である。この制度は強制保険であるため、ノーロス・ノープロフィット、つまり収支が均衡するように保険料が設定されており、走行時間・距離が長く事故が起こる確率も高い営業用車は自家用車よりも保険料が高く設定されている。基本的には、民間の保険制度の中で支払がなされるが、無保険（無共済）車（以下「無保険車」という。）やひき逃げの場合などに保険金が支払われなければ強制保険にした趣旨が全うされないことから、政府が自賠責保険と同じレベルで被害者を救済する保障事業を行っている。保障事業については、保険料のごく一部を賦課金としていただいて財源としている。この賦課金については、元々保障事業分のみだったが、被害者保護増進等事業にも用いる分の拡充を行った。

- 3 ページは、自賠責保険と任意保険の保障範囲をマトリクスにして示したものである。自賠責保険は、強制保険という性質上上限があるので、それを超える部分は任意保険でカバーする形になっている。
- 5 ページは、自賠責保険の請求方法を示したものである。加害者請求が原則である。ほとんど多くの者は任意保険に加入しているので、任意保険の保険会社が自賠責保険分も一括して手続をすることが多い。自賠責保険独自の制度として、加害者に資力がない場合等を想定して被害者請求の仕組みを設けている。
- 6 ページは、支払基準の概要を示したものである。被害者救済という性格があるため、迅速かつ公平な保険金支払を確保するという観点で、金融庁と国土交通省の共同告示により定められている。被害者が死亡した場合は限度額が 3,000 万円で、その内訳は慰謝料・逸失利益・葬儀費となっており、被害者が傷害を負った場合は限度額が 120 万円で、その内訳は慰謝料・積極損害・休業損害、後遺障害はその程度により限度額が異なり、内訳は慰謝料等・逸失利益となっている。
- 7 ページから 9 ページは、被害者保護増進等事業の内容である。非常に重い障害を負われた方に対する専門の療護施設の設置・運営や、新たな交通事故被害者を生まないための事故防止対策を行っている。これらの事業を主に行っているのがナスバである。
- 10 ページから 13 ページは政府保障事業の説明である。加害者が自賠責保険に加入していない無保険車の場合や、ひき逃げで加害者が不明である場合に、被害者が救済されないのは制度上問題であることから、保険料のごく一部の金額を賦課金として徴収し、自賠責保険と同等の損害の填補を行うという制度である。損害の填補をした場合には、判明している加害者に求償を行っている。取扱件数や支払実績は記載のとおりであり、数百件単位、数億円の支払が発生している。保証金の限度額は自賠責保険と同様となっている。13 ページにあるとおり、加害者に対しては厳正な求償が必要となるが、もともとが無保険車であるような場合であるので、遵法意識が低い、資力が不足しているということで、訴訟になったり、回収が長期に及んだりしている。
- 犯罪被害者の救済という観点で、交通事故の被害者に向けた「被害者ノート」を作成している。交通事故に特化したものを求める声があり、昨年 12 月に作成したもの。ホームページや犯罪被害者相談窓口等で配布している。

これに対し、構成員から以下のとおり質疑があった。

- 政府保障事業では、加害者に対する求償を行う際に訴訟になる場合が多いとのことだが、強制執行する場合、国土交通省自らが裁判を起こすのか。法務省を通じて行うことになるのか。
 - (国土交通省) 訴訟を提起するような場合、まず実務上重要になるのは、債務の存在を認めてもらうことと、時効によって消滅しないようにすることである。また、政府が支払った金額のうちどこまでを債務者が認めるかというところで争いがなされるケースも多い。法務省との手続については持ち帰って確認させていただく。
- 政府保障事業により損害を填補したときには、求償権を取得することになると思うが、その消滅時効は5年、確定判決等を得た後は10年となるどころ、5年、10年、20年と定期的に民事訴訟を提起しているのか。時効が消滅する前に、債務の存在を認めさせることができればよいが、所在不明になっており、民事訴訟を提起するよりほかない場合もあると思う。具体的にどのような実務上の運用をしているのか。
 - (国土交通省) 実務上の流れとしては、一番最初に政府が保障金を支払った時点で、債務の存在を認知させるために損害の填補額の回収に関する通知書と納入告知書をお送りする。その後、5年が経過して時効により債務が消滅する前に、電話や自宅を訪問するなどしてコンタクトを取っていく。債権管理については、担当部署で行っているが、逃げ得は許さないというのが基本的な考えである。累積で1万件程度の債権を管理しているが、実務上の細部については、持ち帰って確認させていただく。
- 求償するための財産の調査をどのように行っているのか。また、具体的な債権回収実務は、国土交通省が行っているのか、法務省が行っているのか。実際にどの程度回収できているのかも教えてほしい。
 - (国土交通省) 手元に数字がないため持ち帰って確認させていただく。
- 今の質問と重なるが、令和4年度の債権の回収額が3億3,100万円となっているが、元々の債権額がどのくらいあるのか。
 - (国土交通省) ある年度中に回収している債権は、過去から積み重なっている債権の合算なので、対応関係を明確にするのが難しい。どのような形でお示しできるかも含めて、検討させていただく。
- 関連して、毎年の債権確定額、回収金額、加害者の死亡等による徴収不能となった額、消滅時効を迎えた額について可能なら示していただきたい。

また、加害者が刑事責任を問われ刑務所に収容されている場合には、本人がどこにいるかは分かっているので、国土交通省が刑務所に行って求償権の行使ができると思う。受刑者は作業報奨金を貰っているのだからそこから任意で弁済が可能であり、領置金は強制執行が可能であるので、実態を御教示願いたい。

 - (国土交通省) 実際に刑務所に行き、弁済などを求めている。

(2) 今後の議論の参考となる事柄

今後の議論の参考となる事柄として、事務局から資料3に基づき、現行の犯罪被害給付制度の給付水準についての考え方や、遺族給付金の支給上限・下限の推移、令和4年度の遺族給付基礎額の分布状況について説明があった。

これに対し、構成員から以下のとおり質疑があった。

- 協力援助者災害給付制度については、これまで犯罪被害給付制度であまり参照されてこなかったのではないか。今回この協力援助者災害給付制度を特に参照することとする理由は何か。また、犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度とでは、一般的には協力援助者災害給付制度の方が給付額が高くなると思うが、収入が高ければ犯罪被害給付制度の方が高くなるのではないか。必ずしも犯罪被害給付制度の金額が協力援助者災害給付制度の金額を下回っていなければならないわけではないのではないか。

→ (事務局) 資料3の1ページ目の下側に、過去の国会における説明を記載している。制度創設時の昭和55年から、協力援助者災害給付制度、労災制度や公害健康被害補償制度などの他の公的給付制度との均衡をとらなければならないことは説明されており、過去の検討会でも言及されている。他の公的給付制度との均衡と調和を図りながら制度を拡充していく、その枠の中でいかに拡充していくかということで、これまで力を尽くしてきたところである。

また、犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度とを比較する際、例えば年収の高い方が亡くなったときの犯罪被害給付制度の支給額と、年収が低い方が亡くなったときの協力援助者災害給付制度の支給額とを比べてはいない。同じ年収の方が、同じ条件で支給された場合には、協力援助者災害給付制度の方が高くなっているという意味で、均衡・調和を図ってきたところである。

(3) 自由討議

事務局から資料4及び参考資料について説明があった後、構成員間で次のとおりの討議があった。

- 資料5として、意見をまとめて提出している。犯罪被害によって犯罪被害者や御遺族が受けた経済的ダメージを軽減するという目的に照らせば、被害者の収入と被害の程度に応じて算定をするという今の犯罪被害給付制度には一定の合理性があると考えている。一方で、御遺族からは犯罪被害者等給付金は役に立ったけれども十分ではなかったという声も聞かれる。どのように引き上げるかということを考えたときに、被害者の状況を個別に見るということもあるが、被害者ごとに状況が異なっており、難しい。現在の犯罪被害給付制度の算定方法について、被害者支援の理念に沿った形になるように見直していくのが一つの方法ではないか。

遺族給付金や障害給付金の給付基礎額を算定するために用いている0.7や0.8の係数があるが、合理性がないのではないか。遺族給付金の算定式において給付基礎額にかける倍数も引き上げるべきである。

犯罪被害給付制度が参照している他の制度は、制度の性格も財源も全く異なるものであるから、独自の考え方に基づいたあるべき算定方法にすべきであり、係数も

倍数も引き上げるべきだと考える。

また、収入がなく生計維持関係遺族のない被害者の場合は最低額が非常に低くなっているため、これを大幅に引き上げるべきである。協力援助者災害給付制度の場合の最低支給額 890 万円と犯罪被害給付制度の最低支給額である 320 万円を比べると、犯罪被害給付制度の方が著しく低くなっているため、それを大幅に引き上げるべきである。引上げによって逆転現象が生じないように、全ての年齢層で引上げを行うべきである。これに応じて最高額も引き上げることが望ましい。生計維持関係遺族がない場合の最低額と最高額を引き上げるのであれば、生計維持関係遺族がある場合も連動して引き上げるべきである。

協力援助者災害給付制度の水準を上回ってはいけないという理屈は必ずしも成り立たないのではないかと考える。もちろん、警察官の職務に協力した方が被害を受けた方に対しては、積極的に社会貢献をしたため高い支給をすべきということは理屈としては理解できるが、計算式が全く違うために、犯罪被害給付制度より協力援助者災害給付制度の方が支給額が低くなる場合もあると思う。

- 今回の御意見は、資料 4 の①の論点に位置付けられる部分と、②の論点に位置付けられる部分があるのではないかと考える。
- 基本的には、犯罪被害給付制度の中で見直すということを中心として意見を述べているが、境界線の引き方によっては②に含まれる部分もあると思う。
- 資料 6 として、意見を提出している。第 1 回の検討会において示された 3 つのモデルケースについて、民事損害賠償額を算定して比較を行ったものである。資料で示したような損害賠償額が判例等で認められており、これが一般的に認知されている被害額である。この金額を支給するということが、この検討会の目指す目的なのではないかと考える。必ずしも他の公的給付制度にとらわれず、被害者支援独自の根拠や算定方法があってもよいのではないかと考える。①か②かというのは手段の問題であり、まず①でどこまでできるのか検討した上で、それでは足りないとなれば、②として抜本的な制度改正を考えるべきではないかと考える。
- 給付制度を考える上では、財源のことを考えることは必要不可欠ではないかと考える。税金を財源とするのであれば、同じように税金を財源としている他の制度との整合性は考えなければならない。その意味では、これまで犯罪被害給付制度が他の制度との関係を考え、それらとの調和を図ってきたことについては、今後も続けていくべきであると考えている。

一方で、現状の中で、他の制度と比べても支給額が低い部分はある。実際の給付が最低額のところに分布しており、その最低額が低いという問題があるので、まずはその部分の引上げを図る必要があるのではないかと考える。

他方で、他制度との整合性を見つつも、必要性があるのであれば他の制度に比べてより有利にするという方向性も否定はされないと考えるが、ただそのときには、有利にするのを裏付けるだけの根拠、国民を納得させることができるだけの理由が

必要であり、犯罪被害者の方をより積極的に保護しないといけない理由、それが国の責任なのか何なのか、制度趣旨に立ち返って詰めて検討しなければいけない。

一つ確認したいが、慰謝料については、これまでの犯罪被害給付制度では勘案していないという理解なのか、それも含まれているという理解なのか。

→（事務局）犯罪被害給付制度は、飽くまでも一義的な責任が加害者にある中で、一般の税金を財源として、社会連帯共助の精神に基づき給付をするものであり、損害賠償額を計算しているわけではない。社会連帯共助の精神にのっとって適切な水準で支給するため、他の公的給付制度、特に労災制度や公害健康被害補償制度等の考え方を参考にしつつ、計算した給付額を支給している。慰謝料が勘案されているかどうかというよりも、全体として社会連帯共助の精神を示した金額であるということとなる。

- 犯罪を行った加害者についての責任は、犯罪被害給付制度とは別の問題であり、犯罪被害者等基本法においても、犯罪を起こした加害者に第一義的責任があると明記されている。「慰謝料」と言ったときには、それは犯罪被害給付制度の問題ではなく、被害者と加害者の間の問題、加害者の民事上の責任を意味するものではないか。

→（事務局）民事の損害賠償との関係について補足すると、加害者と被害者との間で、慰謝料を含む損害賠償に関する債務名義が確定し、実際に支払われたとすれば、犯罪被害者等給付金は、その慰謝料分についても調整されることにはなる。しかしながら、犯罪被害者等給付金の算定式において、慰謝料を計算しているわけではなく、他の公的給付制度の計算方法を参照して、社会連帯共助の精神にのっとって適切な支給水準としている。

- 犯罪被害給付制度の中に慰謝料が含まれているか否かという点については、明確になっていないのではないかと。前回御説明のあった犯罪被害給付制度が参考としている公害健康被害補償制度では、遺族補償の総額と民事訴訟で支払われる額との均衡を考慮しているとの説明があったと理解している。その意味では、慰謝料が含まれているその数値を参考として使っているということの問題はないのではないかと。

→（事務局）公害健康被害補償制度については、当時の慰謝料分の金額を参考にしたと説明があったところ。犯罪被害給付制度の支給水準については、資料3にあるとおり、他の公的給付との均衡を図りながら、その給付額をなるべく手厚いものとなるようにしているという考え方である。

- 民事では、逸失利益と慰謝料が基本的な損害賠償の内容となっている。一方で、犯罪被害給付制度は、慰謝料を計算しているわけではないが、損害賠償のうち慰謝料分についても求償権を取得することとなる。その意味では、慰謝料が含まれるのかどうかということを明確にしていないのが現行制度であり、これは立法者の知恵なのではないか。これまでの考え方について議論して詰めるということは無理であるので、現状をそのまま理解した上で、それを前提としつつ、これからどうするかということ議論するべきではないか。

- 犯罪被害者等給付金は、慰謝料かどうかを区別せずに、支払われた賠償額について調整されることを考えると、慰謝料が犯罪被害者等給付金に含まれているのかというのはファジーになっていると思う。それを前提として意見を述べると、犯罪被害給付制度の支給金額が低いということは喫緊に解決しなければいけない事項ではないかと考えている。全体の額を引き上げるために、係数や倍数を見直すということは方法としては考えられる。心情伝達や仮釈放時の意見陳述への対応であったり、加害者の刑期が長期に及んだりすることを考えると、犯罪被害給付制度の対象者は長い間苦しめられる。このことを踏まえたものとはできないか。

また、生計維持関係遺族がいない場合や無収入の場合に給付額が低くなっていることは、自民党の提言でも指摘されているとおりであり、引き上げなければならない。資料3の3枚目にあるとおりで、最低額はあまり見直されていない。支給実態を踏まえると、最低額を引き上げることで、全体的な給付額の上昇にもつながる。

一方で、現行の犯罪被害給付制度の下で金額を上げていっても、民事賠償額にはなかなか近づかないのではないか。被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう経済的な支援をすることが重要であり、被害者の尊厳が重んじられなければならない。そうした部分に国の責務があり、新たな制度の創設も検討されなければならないのではないか。

- 今の御意見で、犯罪被害者等基本法の文言が引用されていたが、およそ基本法というものの性質は、国、地方公共団体等の施策の抽象的な方向性を定めて、施策は別の法律により具体化されるものではないか。その意味で、施策として具体化されたものである犯罪被害給付制度をよりよくしていくことを検討し、現在の支給実態も踏まえて収入がない場合に適用される最低額を引き上げることなどを考えると、これは筋の通った考えであると思われる。

また、民事訴訟における考え方については聞いてみたいと思っており、民事の専門家をお呼びしてヒアリングすることは考えるべきである。

- 自由討議ということで、申し上げておきたい。犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は2年間で消滅時効となっており、また、犯罪行為による死亡等の発生を知った日から2年を経過すると申請ができなくなる。損害賠償の訴訟等にも対応する必要があることを考えると検討を要するのではないか。今回の検討会で最も喫緊の課題は給付額の引上げだとは思いますが、今後の課題としては時効の問題も一つ考えていかなければいけないテーマであると思っている。

また、犯罪被害給付制度は損害賠償そのものではないということは言われているが、それにもかかわらず求償権を取得することについて、犯罪者に対する責任の所在を明らかにするのだ、という考えがあったのだと思う。しかしながら、損害賠償ではない給付で、損害賠償額よりもはるかに低い額なのであれば、被害者と国の債権が競合し、奪い合うようなことにならないよう、求償権を持たないとするのもできたのではないか。今後の給付の性格の議論によっては変わってくるが、中長期的には検討すべき課題の一つであると考えている。

- 確かに犯罪被害給付制度の性格を考えたときに、なぜ求償権を取得するのか疑問には思ったが、専門家に聞くと、求償権を取得するという規定は社会保障の中では他の法令でも設けられているものであるということだったので、そのような考慮もあるのだと思う。国の債権が劣後するということを書くことができれば、被害者も安心するとは思う。

また、検討会の姿勢としては、できることだけ議論するというのではなく、理想を述べたいと思う。「民事訴訟における損害賠償額も見据えて」ということが書かれているので、一步踏み込んだ議論をするべきである。

- 今の意見のとおりであり、今回は今までとは違うタイミングにあると思っている。財源も気にせざるを得ないところではあるが、別の専門家に聞いたり、別のチームを作って検討したりするやり方もあるのではないか。例えば財源には罰金だったり、預金保険機構だったり、色々あると思うが、財源に足を引っ張られたくないと思っている。

(4) 次回以降の議論について

- 次回以降の議論について、座長から、
 - ・ これまでの議論を振り返ると、給付額を引き上げることについては、異論がないものと思う。ただし、その方法を考えたときに、現行法では対応できないものも含まれているのではないかとこの意見があり、これについても議論していく必要がある。他方で、新制度ができる場合でも、しばらくの間は犯罪被害給付制度が運用されるであろうことを踏まえると、目下にある課題については速やかに解決されるべきとの意見もあった。こうしたことを踏まえると、当面、例えば次回や次々回は主に現行法の枠組みの中での見直しの方向性を検討することとし、その後、現行の算定方法にとらわれない見直しについて議論してはどうかと思う。
 - ・ また、民事訴訟の専門家の御意見を伺うべきだとの意見もあった。例えば裁判官経験者など、実務に明るく中立的な方からお話をお伺いしたいと思う。ただし、お引受けいただけるかや日程が合うかということもあるので、人選や日程については、座長に一任いただきたい。

との発言があり、構成員から了承を得た。

- 次回の検討会については、11月13日(月)午前10時から開催する予定となった。